

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

告示(公)

- 知事指定薬物の指定……………(福祉保健局健康安全全部業務課)……………一
- 警備業法第五十一条の診断を行う医師の指定……………一
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十一条の二の診断を行う医師の指定……………一
- 銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定……………一

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………二
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………三

告示

●東京都告示第千八百二十八号
東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 知事指定薬物の名称

- (一) 化学名 アダマンタンーイーイルーイーペンチル一
一Hーインダゾールー三ーカルボキシラート
及びその塩類(通称名ACBL(N)ー〇一八)
- (二) 化学名 一ー(四ーエチルフェニル)ーNー(二ーメトキシベンジル)プロパンー二ーアミン及びその塩類(通称名四ーEAーNBOMe)
- (三) 化学名 二ー「(四ープロモー二ー五ージメトキシフェネチルアミノ)メチル」フェノール及びその塩類(通称名二五BーNB0H、二CーBーNB0H、NB0Hー二CーB)

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため。

三 施行期日

平成二十九年十二月二十日

告示(公)

●東京都公安委員会告示第405号

警備業法第51条の診断を行う医師の指定に関する規則(平成17年東京都公安委員会規則第15号)第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により告示する。

平成29年12月19日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
今井 公文	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山一丁目21番1号
高橋あけみ	高橋メンタルクリニック	渋谷区笹塚二丁目19番2号 TSK笹塚ビル7階
古川 俊一	東京警察病院	中野区中野四丁目22番1号

●東京都公安委員会告示第406号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の診断を行う医師の指定に関する規則(平成17年東京都公安委員会規則第16号)第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により告示する。

平成29年12月19日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
今井 公文	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山一丁目21番1号
高橋あけみ	高橋メンタルクリニック	渋谷区笹塚二丁目19番2号 TSK笹塚ビル7階
古川 俊一	東京警察病院	中野区中野四丁目22番1号

●東京都公安委員会告示第407号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年東京都公安委員会規則第14号）第1条の規定に基づき診断を行う医師として次の者を指定したので、同規則第2条の規定により告示する。

平成29年12月19日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の診断を行う医師

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
今井 公文	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山一丁目21番1号
羽生 春夫	東京医科大学病院	新宿区西新宿六丁目7番1号
櫻井 博文	同上	同上
石塚 卓也	医療法人社団碧水会 長谷川病院	三鷹市大沢二丁目20番36号

2 次に掲げる法第12条の3の診断を行う医師

(1) 法第5条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する者（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第8条第3号に定める病気にかかっている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症（以下「認知症」という。）である者を除く。）の診断を行う医師

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
今井 公文	国立国際医療研究	新宿区戸山一丁目

高橋 あけみ	高橋メンタルクリニック	渋谷区笹塚二丁目19番2号 TSK 笹塚ビル7階
古川 俊一	東京警察病院	中野区中野四丁目22番1号
石塚 卓也	医療法人社団碧水会 長谷川病院	三鷹市大沢二丁目20番36号

(2) 令第8条第3号に定める病気にかかっている者の診断を行う医師

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
大沼 悌一	医療法人社団むさしの国分寺クリニック	国分寺市本町四丁目1番9号 国分寺本町クリスタルビル3階
加藤 昌明	同上	同上

(3) 認知症である者の診断を行う医師

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
今井 公文	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山一丁目21番1号
羽生 春夫	東京医科大学病院	新宿区西新宿六丁目7番1号
櫻井 博文	同上	同上
石塚 卓也	医療法人社団碧水会 長谷川病院	三鷹市大沢二丁目20番36号

公 告

大規模小売店舗立地法に基づき新設の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十二月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成二十九年十二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 店舗名 (仮称) オーケー西葛西店
- 店舗所在地 江戸川区西葛西六丁目一番五ほか
- 設置者名 トーセイ株式会社
- 設置者住所 港区虎ノ門四丁目二番三号
- 小売業を行う者の氏名又は名称 オーケー株式会社
- 新設をする日 平成三十年七月二十五日
- 店舗面積の合計 千五百六十平方メートル
- 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 四十八台
- 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 百三十台
- 荷さばき施設の位置及び面積 店舗南側 百十九平方メートル
- 廃棄物等の保管 店舗南側 十三・二〇立方メートル

施設の位置及び
容量

十二 小売業を行う者の
開店時刻 午前八時

十三 小売業を行う者の
閉店時刻 午後十時三十分

十四 来客が駐車場を
利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後十一時ま
で

十五 駐車場の自動車
の出入口の数及
び位置 一箇所 店舗北側

十六 荷さばき施設に
おいて荷さばき
を行うことがで
きる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十七 届出日 平成二十九年十一月二十四日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十九 縦覧期間 平成二十九年十二月十九日から平
成三十年四月十九日まで。ただし、
東京都の休日に関する条例(平成
元年東京都条例第十号)に定める
休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団
体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団
体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成二十九年十二月十九日から四月以内に東京都
産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八
番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年十二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ドン・キホーテ世田谷若林店

二 店舗所在地 世田谷区若林三丁目一番十八号

三 設置者名 合同会社アセツブレイン

四 設置者住所 目黒区青葉台二丁目十九番十号

五 変更前の店舗名 (仮称)世田谷若林店舗

六 変更後の店舗名 ドン・キホーテ世田谷若林店

七 変更前の店舗所在 世田谷区若林三丁目百五番三ほか

八 変更後の店舗所在 世田谷区若林三丁目一番十八号

九 変更日 平成二十九年十月十九日ほか

十 届出日 平成二十九年十二月五日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十二 縦覧期間 平成二十九年十二月十九日から平
成三十年四月十九日まで。ただし、
東京都の休日に関する条例(平成
元年東京都条例第十号)に定める

休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

十三 縦覧時間

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年十二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)ダイワロイネットホテル有明南
K区画計画

二 店舗所在地 江東区有明三丁目一番七十一ほか

三 設置者名 ダイワロイナル株式会社

四 意見

ア 聴取者 江東区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年十二月五日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十九年十二月十九日から平成三十
年一月十九日まで。ただし、東京都の休
日に関する条例(平成元年東京都条例第
十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称) オーク橋場店

二 店舗所在地 台東区橋場一丁目二百二番一

三 設置者名 オーク橋場保有株式会社

四 意見

ア 聴取者 台東区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年十二月六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十九年十二月十九日から平成三十年一月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

